

施設利用補助事業について

組合員および会員とその被扶養者が文化施設・スポーツ施設を利用したとき、利用料1人1回あたり(1,000円を限度)を補助します。

補助対象者	組合員および会員とその被扶養者
対象施設(文化)	<ul style="list-style-type: none">・ 県立博物館(有料の特別展)・ 秋田ふるさと村・ 県立美術館・ 県立近代美術館(有料の特別展)
対象施設(スポーツ)	<ul style="list-style-type: none">・ 県立田沢湖スポーツセンター・ 県立総合プール・ 県立スケート場・ 秋田県スポーツ科学センター (1・3階体育場、トレーニング場、ウェイトリフティング場、クライミングウォール)・ サン・スポーツランド千畑(プール)・ 西仙北ぬく森温泉ユメリア(プール)・ 能代山本スポーツリゾートセンター アリナス (プール、トレーニングルーム、アリーナ、ランニングコース)・ 北秋田市民プール・ 大手門温水プール 遊泳館・ 秋田県南部老人福祉総合エリア(プール)
留意点	公務の場合は、利用できません。
その他	利用の制限はありません。※ただし1日1施設につき1枚まで [提出書類] <ul style="list-style-type: none">・ 施設利用補助申請書・ 利用者分の共済組合員証のコピー・ 健康保険証のコピー及び「HappyLifeCard(はぴいらいふカード)」の両面コピー(互助会にのみ加入している会員及び被扶養者の場合)